

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和2年度）

法人名	日本弁理士会	根拠法令名	弁理士法		(平成14年8月29日民間法人化)
1. 法人の概要	業務の概要				
	弁理士会は、弁理士及び特許業務法人の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び特許業務法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする（弁理士法第56条第2項）。				
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員
	常勤	0人	0人	0人	81人
	非常勤	1人	87人	12人	0人
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	令和元年度比 又は 令和元年度差 (A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)
	総収入額	20.9億円	21.7億円		① 補助事業の段階的廃止 ② 自主事業による自己収入の拡大等 ③ その他
	補助金等収入額(①)	0億円	0億円		
	事業による自己収入額(②)	20.9億円	21.7億円		
	①/②×100(%)	0%	0%		
	経常的運営費用(③)	16.0億円	20.8億円		
	①/③×100(%)	0%	0%		
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		有		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		1. (事務・事業名) 弁理士登録業務 (理由) 弁理士法第17条第2項により日本弁理士会が行う。 2. (事務・事業名) 特定侵害訴訟代理業務研修 (理由) 弁理士法施行規則第13条により日本弁理士会が行う。 3. (事務・事業名) 継続研修 (理由) 弁理士法第31条の2により日本弁理士会が行う。 4. (事務・事業名) 特許業務法人の入会届出関連業務 (理由) 日本弁理士会会則第27条により日本弁理士会が行う。		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由) 会費収入による知的財産支援・普及事業、広報事業等を主たる事業として実施		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		— (社団的性格の法人であり、構成員による統制を確保)		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		有 (内容) 弁理士法第57条第2項による会則の認可 弁理士法第71条による報告及び検査		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		—		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)		—		
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有
	名称 (法令等に基づく検定等には※)	対価の額		算定根拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
	※弁理士登録料 ※付記手数料 ※特許業務法人の入会届出料 ※特定侵害訴訟代理業務研修受講料 ※実務修習事務手数料	35,800円 6,800円 20,000円 200,000円 118,000円		(決定者) 経済産業大臣 (決定方法) ① 弁理士登録料、付記手数料及び特許業務法人の入会届出料については、会則変更の議決の上、経済産業大臣が認可(弁理士法第57条第2項) ② 特定侵害訴訟代理業務研修受講料は、執行役員会が決定し、経済産業大臣が承認(弁理士法施行規則第14条) ③ 実務修習事務手数料は、執行役員会が決定し、経済産業大臣が認可(弁理士法施行令第4条)	
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有		収支状況のインターネットでの公表の有無	有
	対価を伴う自主事業の有無	有		法人における純利益額	該当なし
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容				規定方法
	—				—
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	無		法人の外注金額	—
	外注しなければならない理由	—			

	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	—				
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）	有 （内容）弁理士法第72条、会則第37条・第66条・第67条・第86条、事務局規則（会令第61号）、事務総長規則（会令第92号）及び職員就業規則（内規第9号）				
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）	有 （内容）会則第37条・第66条・第67条・第86条、事務局規則（会令第61号）、事務総長規則（会令第92号）及び職員就業規則（内規第9号）				
3. 機関	役員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由		—	
(1) 役員（除監査役員）	役員の定数	会長 1人 副会長 8人 常議員 60人 執行理事 20人 外部常議員5人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅		執行理事 上限 20人 下限 1人 外部常議員 上限 5人 下限 1人	
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	会長、副会長、常議員は、弁理士の中から選挙によって選任する（会則第63条）。執行理事は、会長が選任し、直近の総会の承認を得る（会則第63条）。外部常議員は、弁理士以外の有識者から執行役員会が選任し、直近の総会で承認を受ける（会則第63条）。				
	役員の任期	会長、常議員2年 副会長、執行理事、外部常議員1年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		（年数）1年 （理由）業務の繁忙性や外部常議員の便宜のため	
	在任年齢に関する規定の有無	有（執行理事の就任時年齢制限に関する規則（内規第109号）、外部役員等の就任時年齢制限に関する規則（内規第88号））	規定の内容		・執行理事 就任時年齢は、原則として満75歳以内 ・外部常議員 就任時年齢は、原則として満70歳以内、例外として執行役員会が必要と認めた場合は、満75歳以内	
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
		別紙1				
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由	同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由				
	—	日本弁理士会は、弁理士の自治的団体であることから、役員における同一業界関係者の占める比率は、1/1となっている。				
	役員報酬の支給基準	有	一般への閲覧提供	有	インターネットによる公表	有
	役員報酬の支給基準の内容		役員退職金の決定方法			
	会長 年額1000万円（給与・退職慰労金） 副会長 年額360万円（給与・退職慰労金） 外部常議員 31,460円/回（年4回）		会長及び副会長報酬規則（会令第70号） 会長及び副会長報酬に関する細則（内規第86号） 外部常議員には、退職金を支給していない。			
	役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
	有	・執行役員会 会長及び副会長のうち過半数の出席（会則第71条） ・常議員会 常議員及び外部常議員の合計数の10分の4以上の出席（議事規則（会令第57号）第6条）		・執行役員会 出席した会長及び副会長の過半数。可否同数の時は会長が決する（会則第72条）。 ・常議員会 出席者の過半数。可否同数の時は議長が決する（議事規則（会令第57号）第8条）		
(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無	有(会則第63条)	選任規程がない場合、その理由		—	
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	・監事は、弁理士の中から選挙によって選任する（会則第63条）。 ・外部監事は、弁理士以外の有識者から執行役員会が選任し、直近の総会で承認を受ける（会則第63条）。				
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由	監査役員が理事を兼ねている場合、その理由				
	—	—				
	監査役員の任期	・監事 2年 ・外部監事 1年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		（年数）1年 （理由）外部監事の便宜のため	
	在任年齢に関する規定の有無	有 （外部役員等の就任時年齢制限に関する規則（内規第88号））	規定の内容		就任時年齢は、原則として満70歳以内、例外として執行役員会が必要と認めた場合は、満75歳以内	
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
		別紙2				

	監査役員報酬の支給基準	有 (外部監事及び外部委員の報酬に関する規程(内規第59号))	一般への閲覧提供	有	インターネットによる公表	有	
	監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法			
	外部監事 31,460円/回(年11回)			退職金は支給していない。			
(3) 社団的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容			総会等における議決要件の有無と内容			
	有(会則第6条第1項・第2項、第67条、第95条、総会議事規則(会令第43号)第7条第6項・第7項) (内容)①会則改正、重要財産処分、役員解任: 弁理士総数の3分の1以上(委任状含む。) ②会令改正、他: 弁理士総数の6分の1以上(委任状含む。)			有(会則第6条第1項・第2項、第67条、第95条、総会議事規則(会令第43号)第7条第6項・第7項) (内容)①会則改正、役員解任: 出席弁理士の3分の2以上 ②会令改正、重要財産処分、他: 出席弁理士の過半数			
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容(ない場合は、その理由)						
	有(会則第92条第1項、第94条第2項) 十分な日数を経た総会の通知(14日以上)。委任状制度の採用。						
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況			評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容			
	第1回 令和2年10月12日 第2回 令和3年3月18日			有 (内容) 委員は執行役員会の選出に基づき会長が委嘱し、直近の総会の承認を受ける。			
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無		役員を兼ねている場合、その構成比率(兼務の役員数/評議員会等の構成員数×100)	—		
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由	—					
	評議員選任規程の有無	有(外部意見聴取会規則(会令第42号)第2条第3項、第4項)	左の規程がない場合、その理由		—		
	評議員定数	5人以内(外部意見聴取会規則(会令第42号)第2条第1項)	上限と下限の幅がある場合はその幅	上限 5人 下限 1人			
	評議員任期	2年(外部意見聴取会規則(会令第42号)第2条第2項)	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		—		
	在任年齢に関する規定の有無	有(外部役員等の就任時年齢制限に関する規則(内規第88号))	規定の内容		就任時年齢は、原則として満70歳以内、例外として執行役員会が必要と認めた場合は満75歳以内。		
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由						
	(比率) — (理由)						
	評議員会規程	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件			
	有(外部意見聴取会規則(会令第42号)、外部意見聴取会運営規則(内規第110号))	聴取会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。 (外部意見聴取会運営細則(内規第110号)第2条)		聴取会が議決する場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは聴取会の委員長の決するところによる。(外部意見聴取会運営細則(内規第110号)第3条)			
	4. 財務及び会計	企業会計原則の適用の有無	無		その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	公益法人会計基準	
		(1) 会計基準の適用	余裕金(財産)の額及び具体的な運用方法 (余裕金の額) — (運用方法)				
(2) 余裕金の運用	長期借入金の有無	無		長期借入金の返済計画の有無	無		
	(3) 長期借入金	長期借入金の確実な返済計画の内容 —					
(4) 引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額			引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無(公表していない場合その理由)			
	318百万円			有			
(5) 公認会計士監査	収支決算額	収入20.9億円 支出16.0億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無		有		
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由		—				
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無		公益法人、株式会社等への出資の有無	無		

(1) 基金拠出 又は出資	法定の資金供給業務として行う 場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の 基金拠出等の有無	無	
(2) 事業報告 書への記 載状況	事業報告書への 記載内容(未記載 の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比 率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入 の割合が2/3以上となっているもの	
	名称	—		—	
	所在地				
	資本金				
	事業内容				
	役員の状況				
	従業員数				
	持ち株比率				
	法人との関係				
6. 情報公開		法人における業務及び 財務等に関する資料の 5年間の備え付けの有 無	同資料の一般の 閲覧の有無	同資料のインター ネットによる公表 の有無	公表していない場合その理由
(1) 法人にお ける業務 及び財務 等に関する公表	定款	有	有	有	
	役員名簿	有	有	有	
	組合員等名簿	有	有	有	
	事業報告書・附属説明書類	有	有	有	
	損益計算書又は収支計算書	有	有	有	
	貸借対照表	有	有	有	
	法律上作成が義務付けられてい る財産目録及び決算報告書	有	有	有	
	監事の意見書	有	有	有	
	事業計画書	有	有	有	
	収支予算書	有	有	有	
(2) 所管官庁 における 業務及び 財務等に関する公表		所管官庁における所管 法人の業務及び財務等 に関する資料の備え付 けの有無	無い場合、 その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、 その理由
	定款	有		有	
	役員名簿	有		有	
	組合員等名簿	有		有	
	事業報告書・附属説明書類	有		有	
	損益計算書又は収支計算書	有		有	
	貸借対照表	有		有	
	法律上作成が義務付けられてい る財産目録及び決算報告書	有		有	
	監事の意見書	有		有	
	事業計画書	有		有	
収支予算書	有		有		

		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由 (一部のみ実施の場合も含む)
	名称	有		有	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有		有	
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有		有	
	設立年月日	有		有	
	代表者の職名及び氏名	有		有	
	主な目的及び事業	有		有	
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料		有		
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令		有		
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合		—		
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無		有		
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由		
	氏名、役職、役員就任年月日、経歴		—		
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無		—		
	公表している主な項目		公表していない場合、その理由		
	—		—		
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容	2-(4)について、当該事務・事業にかかる適切な収支状況をインターネットで公表するよう指導した。	
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有			
(1) 指導監督の実績等	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	—	指導監督の実績及びその内容		
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	—			
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	無	無い場合、その理由	日本弁理士会の総会の決議については、特許庁長官に報告することになっており（弁理士法第66条）、事務・事業については必要に応じて指導・監督を行っているが、特に見直すべき事務・事業がなかったため。	
	当該見直し結果の公表の有無	—	無い場合、その理由		
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	—	無い場合、その理由		
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全	事務・事業自体の必要性	—	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	—
	事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)	—		—	—

一般的な 見直し	法人が制度的に独占となる 事務・事業を行っている 場合、制度的独占の継続の 必要性	—		—		
	法令の規程に基づく検査 関連制度の場合、手続の簡 素化、事業者による自己確 認への移行の可能性	—		—		
	その他	—		—		

指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）

- ・ 法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。
- ・ 令和2年度末において基準未適合となっているが、令和3年9月1日時点で基準適合となっている事項について、基準適合年月日を記載する。